

リチウムイオン充電電池等の拠点回収及び 再資源化事業

12 つくる責任
つかう責任



2025年 6月 定例市長記者会見
資料2 環境部 5 R 推進課
資源循環課

1 概要

- ・開始日…令和7年6月16日（月）
- ・場 所…公共施設20箇所
- ・内 容…リチウムイオン充電電池等の回収（拠点回収）の実施及び再資源化

① 背景

- ・近年、全国の一般廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウムイオン充電電池等に起因する火災事故が多発しており、本市においても同様の火災事故が多発している。
- ・環境省から、2025（令和7）年4月15日付けでリチウム蓄電池等の適正処理について通知された。

② 回収拠点：公共施設20箇所

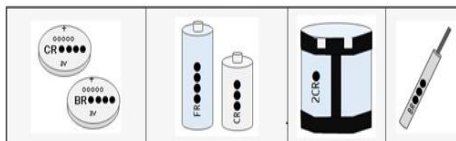
- ・各行政センター14か所（連絡所を除く）
- ・郡山市民サービスセンター
- ・緑ヶ丘市民サービスセンター
- ・中央公民館
- ・富久山クリーンセンター
- ・河内クリーンセンター
- ・5 R 推進課

③ 実施方法

各施設開庁時間内（※）に対面方式で充電電池等を受け取り、専用ボックスに保管する。
（※中央公民館は8:30～17:15）

2 回収する電池の種類

①リチウム電池



②ボタン型電池

品番の記号が
「SR」（酸化銀電池）
「LR」（アルカリ電池）
「PR」（空気亜鉛電池）



③充電式電池



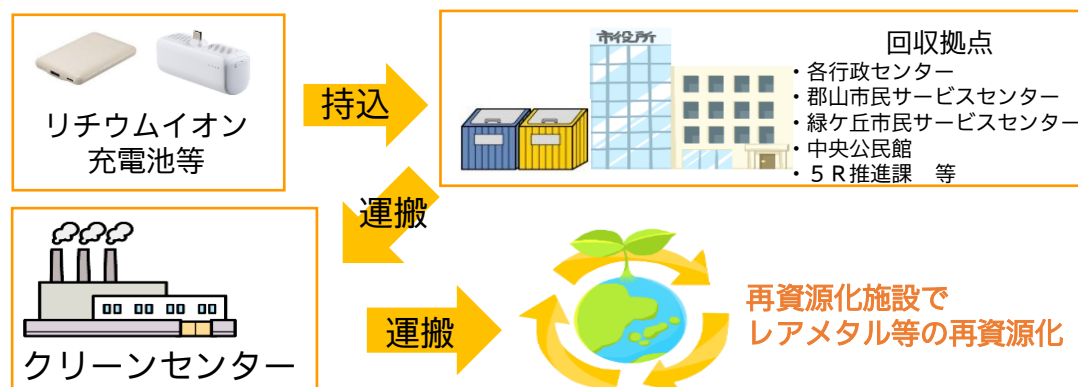
リチウムイオン
充電電池
ニカド電池
ニッケル水素
電池

※回収できないもの



- ・ポータブル電源
- ・鉛蓄電池
（車やバイクの
バッテリー等）

3 回収の流れ



期待される効果

- ①ごみ集積所、ごみ収集車及びクリーンセンターでの火災被害予防
- ②レアメタルの再資源化
- ③環境負荷の軽減・市民の処分費用負担の軽減